

選定基準（審査表）：審査対象施設【「原池公園等】

P-PFI 審査項目及び配点一覧

審査項目		主な審査対象	審査の視点	配点	
全体計画 資金調達計画及び事業収支計画	(1) 全体計画 ① 事業の実施方針 ② 施設の配置計画 ③ 地元への配慮	公募設置等計画（様式Ⅱ-②）	【事業の実施方針、施設の配置計画、地元への配慮】 ①「多様な運動施設を活かした健康・レクリエーションの拠点であり、地域活動・地域活性化につながる運動公園」にふさわしい提案となっているか。 ②事業の実施方針にふさわしい施設の配置計画となっているか。 ③地元企業の参画や地元からの資材調達など、地域経済の活性化に配慮されているか。	15点	
	(1) 全体計画 ④ 事業の実施体制 ⑤ 事業スケジュール ⑥ リスク管理 (6) 資金調達計画及び事業収支計画	公募設置等計画（様式Ⅱ-②、Ⅱ-③-1、Ⅱ-③-2）	【事業の実施体制、事業スケジュール、リスク管理、資金調達計画・事業収支計画】 ①事業を実施するため、十分に実行力があり、実績を兼ね備えた実施体制を構えているか。 ②事業スケジュールが具体的で、無理なく適切に設定されているか。 ③社会情勢の変化等、不測の事態発生時のリスク管理等が計画されているか。 ④初期投資にかかる資金調達計画及び事業運営にあたり事業継続にかかる収支計画が適切であるか。	10点	
整備・管理運営計画	施設の整備計画	(2) 公募対象公園施設に関する計画	公募設置等計画（様式Ⅱ-②）	【公募対象公園施設】 ①周辺施設の関連性や連続性が図られ、公募対象公園施設の設置により公園利用者の利便性向上につながる提案となっているか。 ②景観の質の向上、快適に過ごせる憩いの場の創出などが含まれた提案となっているか。 ③スポーツやレクリエーションを通じて多様な人が集い賑わいの場とするための新たな便益施設の提案があるか。	20点
		(3) 特定公園施設に関する計画	公募設置等計画（様式Ⅱ-②）	【特定公園施設】 ①ユニバーサルデザイン等に配慮した提案がなされているか。 ②公園利用者がくつろげる空間づくりの提案がなされているか。 ③提案推奨区域で地域活性化や健康増進、スポーツ振興に寄与する具体的な提案があるか。	20点
	施設の管理運営計画	(4) 利便増進施設に関する計画 (5) 公園及び施設の管理運営計画	公募設置等計画（様式Ⅱ-②）	【施設の管理運営、公園の魅力向上、利便増進施設】 ①イベント等の実施が具体的に計画され、公園全体の賑わいの創出に寄与する計画となっているか。 ②集客のための広報やPRなどの工夫が提案されているか。 ③公園へのアクセス性改善のアイデアが提案され、公園利用者のサービス向上に寄与しているか。 ④効果的な利便増進施設の提案があるか。	20点
価格提案	(7) 価格提案 1. 公募対象公園施設（必須提案 A）の提案額 2. 公募対象公園施設（新設 土地利用）の提案額 3. 公募対象公園施設（新設 水面利用）の提案額 4. 特定公園施設の整備に係る本市負担の提案額	公募設置等計画（様式Ⅱ-④）	【公募対象公園施設の使用料の増額及び特定公園施設の整備に係る本市負担の低減】 a：公募対象公園施設の公園使用料提案額（必須提案 A）（㎡単価）-1,700円 b：公募対象公園施設の公園使用料提案額（新設 土地利用）（㎡単価）-990円 c：公募対象公園施設の公園使用料提案額（新設 水面利用）（㎡単価）-190円 d：10,000千円-特定公園施設整備に対する本市負担額 aの額/ aの最高提案額 × × a' (b, c, dについても同様に算出し、それぞれ b', c', d') (a'+b'+c'+d') / 4 × 10点 = 提案額評点（小数点以下は切り上げ） ※提案の無い項目については 0 で計算を行う。	10点	
	(7) 価格提案 5. 公募対象公園施設の売上に対する納付割合	公募設置等計画（様式Ⅱ-④）	【新たな財源確保】 公募対象公園施設の納付額が本市の新たな財源確保に寄与されているか。	5点	
合計				100点	

指定管理審査項目及び配点一覧

条例に定める指定の要件	審査項目	主な審査対象	審査の視点	配点	小計
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の觀点から適切なものであること。 (スポーツ施設条例第15条第3項第1号) (公園条例第27条第3項第1号)	① 管理の基本方針 ② 平等利用・安全の確保	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②）	① 管理の基本方針が施設の設置目的、当該業務の目的、指定期間の長期化に対応した長期的な方針を的確に認識したうえで具体的に示されているか。 ② 市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	10点	10点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経営的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (スポーツ施設条例第15条第3項第2号) (公園条例第27条第3項第2号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況 ③ 事業実績	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②）	① 当該管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、かつ、指定期間にを通じて、それらを確保する方策を講じているか。 ② 事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。 ③ 類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	8点	8点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (スポーツ施設条例第15条第3項第3号) (公園条例第27条第3項第3号)	① 利用者・利用者ニーズの把握 ② 個人情報の保護、情報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング計画	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②）	① 当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解し、対応する具体的な内容が示されているか。 ② 個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ③ 人権尊重の考え方が適切か。 ④ 障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ⑤ 利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。	8点	8点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (スポーツ施設条例第15条第3項第4号) (公園条例第27条第3項第4号)	① 休館日、開館時間の考え方 ② 利用料金の考え方 ③ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策 ⑥ 施設設備・器具備品等の維持管理業務に関する考え方 ⑦ 樹木等植栽の維持管理計画及び方針 ⑧ トレーニング機器等の調達・設置提案	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） トレーニング機器提案詳細（様式Ⅲ-⑧） トレーニング機器調達・設置提案書（様式Ⅲ-⑨）	① 休館日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。 ② 適切な料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方が適切か。 ③ 適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。 ④ 利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。 ⑤ 自然災害・事故事件等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。 ⑥ 施設等の維持管理の提案について、具体性、実現性がある内容となっているか。 ⑦ 樹木等植栽の維持管理について、長期的な視点からの維持管理計画となっており、魅力向上につながる提案となっているか。 ⑧ トレーニング室の機器・器具の配置提案が利用者サービスの向上につながっているか。	20点	20点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (スポーツ施設条例第15条第3項第5号) (公園条例第27条第3項第5号)	① 目標設定 ② 目標達成の方策 ③ 自主事業①の実施計画 ④ 自主事業②の実施計画	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 自主事業①計画書（様式Ⅲ-④） 自主事業①収支計画書（様式Ⅲ-⑤） スポーツ教室事業計画書（様式Ⅲ-⑥） 自主事業②収支計画書（様式Ⅲ-⑦）	① 当該施設の設置目的を的確に理解し、短期・中期・長期ごと等、具体的な目標を設定しているか。 ② 上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③ 事業実施及び収支計画に具体性、実現性、独創性があるか。指定管理業務の確実な実行や市民サービス向上に還元することを踏まえた上の計画となっているか。	20点	20点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (スポーツ施設条例第15条第3項第6号) (公園条例第27条第3項第6号)	① 経費削減の考え方と方法 ② 管理運営にかかる収支計画 ③ 指定管理料の削減	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 原池公園等の指定管理業務に関する収支計画書（様式Ⅲ-③）	① 経費縮減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ② 積算根拠が明確で実現可能性が高い収支計画であるか。 ③ 支出計画に無駄はないか。 ④ 利用料金、広告料収入による収入等の収入見込みが適切か。 市の指定管理料の積算額（修繕費を除く）と指定期間における指定管理料の提案額（修繕費を除く平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与 (削減率 2%以上 4%未満：1点 4%以上 6%未満：2点 6%以上 8%未満：3点 8%以上：4点)	14点 4点	18点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (スポーツ施設条例第15条第3項第7号) (公園条例第27条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用の考え方 ② 市内経済の活性化策 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題の取組み ⑤ 市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 指定管理者事業計画書（様式Ⅲ-②） 障害者雇用等確認書（様式Ⅲ-⑩）	障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方など具体的な方策をもっているか。 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに2点ずつ付与（グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていること。） 1 障害者の雇用状況報告義務があり令和2年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（＊）を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合 2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。） 5 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合 6 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。） 7 ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコストージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合 (＊) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者	10点 各2点	10点 6点
合計				100点	

※) (7) ⑤の選定基準に定める審査は6点を上限に、審査項目ごとに2点ずつ付与する。